

子育てつどいの広場 8月のイベント情報



	ひろば活動・夏のおたのしみ会		絵本の読み聞かせ
龍野 子育てつどいの広場 (42・62・6220)	「ほっと♡ぐらんま」ひろば ■とき 8月6日(木) 14時30分～ ■ところ 龍野子育てつどいの広場 ■内容 ゆったりとわらべうたなど一緒に楽しんで心も体もほっこりしましょう。	「工作のひろば～スポンジボールを作ろう!～」ひろば ■とき 8月26日(水) 14時30分～ ■ところ 龍野子育てつどいの広場 ■内容 スポンジを使って、当たっても痛くないボールを作ります。 ■材料費 50円 ■定員 15名	■とき 8月20日(木) 11時～ ■ところ 龍野子育てつどいの広場
新宮 子育てつどいの広場 (45・75・4646)	「タッチセラピー」ひろば ■とき 8月6日(木) 10時30分～ ■ところ 新宮子育てつどいの広場 ■講師 塩谷 幸美 さん(触育士) ■内容 親子で触れ合う楽しみ方を学びます。	「親子Café」～コーヒー編～ひろば ■とき 8月26日(水) 9時30分～ ■ところ 新宮子育てつどいの広場 ■内容 生豆の煎り方・美味しい入れ方を習いながらコーヒーが味わえます。	■とき 8月4日(火) 11時～ ■ところ 新宮総合支所 コリドール
揖保川 子育てつどいの広場 (42・72・6577)	「親子Café」ひろば ■とき 8月18日(火) 14時～ ■ところ 揖保川子育てつどいの広場 ■内容 親子でお茶を飲みながら、みんなでおしゃべりを楽しみましょう。	「揖保川縁日」夏のおたのしみ会 ■とき 8月25日(火) 10時～ ■ところ 揖保川公民館 ■内容 縁日の雰囲気を感じながら、親子でコーナー遊びを楽しみましょう。 ※事前にお申し込みください。	■とき 8月7日(金) 11時～ ■ところ 揖保川子育てつどいの広場
御津 子育てつどいの広場 (43・22・2208)	「壁面飾り作り」ひろば ■とき 8月18日(火) 10時30分～ ■ところ 御津子育てつどいの広場 ■内容 「月のうさぎの壁掛け飾り」を作って支所ロビーに飾ります。 ■定員 6組	「知っておきたい! 幼稚園・保育所・認定こども園の入所・入園」ひろば ■とき 8月19日(水) 10時30分～ ■ところ 御津子育てつどいの広場 ■講師 幼児教育課担当職員 ■内容 こども園の入園手続きや無償化などについて ■定員 10名 ※事前にお申し込みください。	■とき 8月14日(金) 11時～ ■ところ 御津子育てつどいの広場

マウンテンバイク教室
in 菖蒲谷森林公園

自然の中でマウンテンバイクを体験しよう。

■とき 8月10日(月・祝) 10時～12時(小雨決行)

■ところ 揖西町菖蒲谷(菖蒲谷森林公園林間広場)

■申込期限 8月3日(月)まで(定員になり次第締め切り)

■参加費 300円

■定員 20名(小学生以下は保護者同伴)※自転車を搬入いただける方が対象ですが、レンタサイクルをご希望の方はお問い合わせください。

■申込・問い合わせ先 龍野マウンテンバイク協会 (☎60・2280)

放送大学10月入学生を募集

放送大学は、テレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学等、幅広い分野を学べます。詳しい資料を送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

■申込期間 **【第1回募集】** 8月31日(月) まで **【第2回募集】** 9月1日(火)～15日(火)

■資料請求(無料)・問い合わせ先 放送大学兵庫学習センター (☎078・805・0052)、姫路サテライトスペース(☎079・284・5788)

ひとり親世帯臨時特別給付金について

低所得のひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付(※1)

- 対象者 以下の①～③のいずれかに該当する方
- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
 - ② 公的年金等(※2)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の方(※3)
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(※4)

- (※1) 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。
- (※2) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等
- (※3) 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、受給資格の認定を受けていない方で、平成30年の収入額が支給要件に該当する方も対象となります。
- (※4) 児童扶養手当の支給が全額停止の方だけでなく、受給資格の認定を受けていない方で、本人又は扶養義務者(※5)の令和2年2月以降の収入が減少し、支給要件に該当する方も対象となります。
- (※5) 申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族又は兄弟姉妹で、申請者と同居しており、申請者の生活を経済的に支えている方

■給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変(収入が減少)している方への給付

- 対象者 上記基本給付対象の①又は②に該当する方のうち、本人又は扶養義務者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変(収入が減少)した方

■給付額 1世帯5万円

給付金の支給手続き

【基本給付対象の①に該当する方】

- 基本給付の申請は不要です。8月中に令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。(※給付金を希望しない場合は、市ホームページに掲載の受給拒否の届出書を提出してください。)
- 追加給付は申請が必要です。現況届提出時(8月)等に合わせて、収入が減少している旨の申請を行ってください。

【基本給付対象の②に該当する方】

- 基本給付・追加給付とも申請が必要です。市ホームページ掲載の申請書に振込口座等を記入して、必要書類とともに児童福祉課の窓口へ直接、又は郵送で提出してください。

【基本給付対象の③に該当する方】

- 基本給付の申請が必要です。(※追加給付は該当しません。)市ホームページ掲載の申請書に振込口座等を記入して、必要書類とともに児童福祉課の窓口へ直接、又は郵送で提出してください。

※ひとり親世帯臨時特別給付金の詳細については、厚生労働省ホームページ「ひとり親世帯臨時特別給付金」及び市ホームページ「ひとり親世帯臨時特別給付金について」のページをご覧ください。



■申請・問い合わせ先 児童福祉課(☎64・3153)

感染症対策備品を寄贈いただきました

(6月12日～7月8日)
新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて感染症対策備品を寄贈していただきました。ご寄付いただいた備品は本市の感染症対策に有効に活用させていただきます。皆様からのご厚意に厚くお礼申し上げます。

■ご寄付いただいた方(敬称略) 日本ジャイアントタイヤ株式会社

▶危機管理課(☎64・3219)